世田谷区効用確認測量実施基準

1. 目的

世田谷区公共基準点付近の工事(測量標を一時撤去、再設置する工事を含む)に伴う当該公共基準点の効用への影響を確認するための作業を効用確認測量と称する。

2. 使用機器

世田谷区公共測量作業規程第35条(機器)によること。

3. 作業責任者

原則として、測量法第48条に定める測量士とする。

4. トラバー点及び引照点の選点

- (1) 放射法(TS)によるトラバー点(T点)の選点
 - ・放射法(TS)に使用するトラバー点 (T2) は、工事影響範囲外に同一方向に偏らないよう選点すること。また、ゼロ方向を示すトラバー点(T1)も工事影響範囲外に選点すること。
 - ・ $T1 \sim T2$ までの距離は当該公共基準点 $\sim T2$ までの距離の4倍を標準とすること。
 - ・やむを得ず民有地に選点しペイント等を付ける場合は地権者の承諾を得ること。
 - ・やむを得ない場合を除き、道路上に鋲や刻み等を新しく設置することは避けること。
- (2) 引照法による引照点 (S点) 及び隣接する公共基準点等の選点
- ①引照点 (S点) の選点
- ・最低4点以上とし、工事影響範囲外の不動構造物に選点すること。
- ・同一方向に偏らないよう平均的に選点すること。
- ・やむを得ず民有地に選点しペイント等を付ける場合は地権者の承諾を得ること。
- ・やむを得ない場合を除き、道路上に鋲や刻み等を新しく設置することは避けること。
- ・当該基準点~各引照点(S点)との距離は、5m程度を目安とすること。
- ②隣接する公共基準点等の選点

せたがや i M a p 等により、当該公共基準点に隣接する公共基準点を確認し、そのいずれかをゼロ方向を示す引照点として選点する。なお、隣接する公共基準点が亡失・視通不可である場合は任意方位標等を 2 箇所以上選点する。

5. 観測方法等

(1) 放射法

放射法用トラバー点 (T2) にTSを整置し、トラバー点 (T1) をゼロ方向として、当該基準点までの水平角と水平距離を測定する。

(2) 引照法

- ・当該公共基準点~各引照点 (S) 及び当該公共基準点~選点した隣接する公共基準点までの水平距離を 測定する。
- ・隣接する公共基準点(亡失・視通不可である場合は方位標)をゼロ方向として、各引照点(S)~当該公共基準点の水平角を測定する。

(3) 観測回数と許容誤差

区分	観測回数	許容誤差
水平角	2対回	倍角差30″以内、観測差20″以内
高度角	1 対回	高度定数の較差30″以内
測距	2セット	セット内の較差20mm 以内、
		セット間の較差20mm 以内

(4) 合否判定

工事等の着工前と完了後で比較するものとし、次の許容範囲により合否を判定する

区分	許容範囲	摘要
水平角	20″以内	施工前と施工後の比較
水平距離	2 mm 以内	施工前と施工後の比較

- ※1 引照点成果表は別紙を参考とすること。
- ※2 角度読定単位は1"~5" とする

6. 引照点成果表の作成

別紙「引照点成果表(記入例)」を参照すること。

引照点成果表

			所 在 均	<u>t</u>			
			観測年月E	3			
)							
法)	-	工事前	放射	法(T S	S法)	工事後	較差
向		T 1	取	り付けフ	方向	T 1	拟左
		· , , , ,		水平角。	α	, , ,	
基準点		m	T 2	~ 🗵	基準点	m	mm
		水平距離			較差		較差
					-		- mm
							mm mm
			m				mm
			m			m	mm
· ·) S法) i向 基準点	(A)	3法) 工事前 1向 T1 水平距離		フェック	翻測年月日	観測年月日

基準点名称			3 - 0	0 0 0	所 在 観測年			世田谷区 令和〇年〇月	丁目 番地名	先		
_ 作業責任者 (所属・氏名) +				⊭ル/ ボリート	7111		₹140+01	. н			
放射法(TS	法)			工事前		放射法	(TS	S法)	工事後		差	
取り付け方	向			T 1		取り	付けフ	与向	T 1			
水平角α			10	0 10 10		力	平角の	α	100 10 12	+2		
T2 ~ 区	基準点			10.000 m	T	Γ 2 ′	- 🗵	基準点	10.000 m	±	0 m	
引照法		ī	引照点	設置				点検				
引照点		角度		水平距離		角度	-	較差	水平距離	較差	È	
3-0000-1	0°	00	00″	100.000 m		00	00″	- "	100.001 m	+ 1	mn	
S1	100	00	00	5.000 m			01	+ 1	5.001 m	+ 1	mn	
S2	100	00	00	5.000 m	_		01	+1	5.001 m	+ 1	mn	
S3 S4	100	00	00	5.000 m	_		01	+1	5.001 m	+1		
54	100	00	00	5.000 m	100	00	01	+1	5.001 m	+ 1	11111	
			_									
				S3 基準点 0000	\$ \$4		(00	株式会社)	3	区 基準 点 一0000	-1	

※ 事後時

* 既知点1点、引照点4点の事例

(00宅)

基準点名称	,	3 - 0	0.00	所 在 地	世田谷区	丁目 番地先	<u> </u>
举华总有例	\ 	3-0	0 0 0	観測年月日	令和〇年(0月 日	
作業責任者 (所属・氏名)						
放射法(TS	3法)		工事前	放射法	(TS法)	工事後	較差
取り付けた	向	T 1		取り作	けけ方向	T 1	
水平角の	水平角α		00 10 10	水	平角α	100 10 12	+2
T2 ~ ⊠	基準点		10.000 m	T 2 ~	区基準点	10.000 m	± 0 mm
引照法		引照点	設置		点	検結果	
引照点	角	度	水平距離	角度	較差	水平距離	較差
第一方位標	0 00	00″	- m	0 00 0	0″ - ″	_ m	- mm
第二方位標	100 00	00	- m	100 00 0	1 +1	5.001 m	+ 1 mm
S1	100 00		5.000 m	100 00 0		5.001 m	+ 1 mm
S2	100 00		5.000 m	100 00 0		5.001 m	+ 1 mm
S3 S4	100 00		5.000 m	100 00 0		5.001 m 5.001 m	+ 1 mm + 1 mm
N .				П			
	(○○製作門 	新) S3 基準 点 0000	S4	○○株式会社)		

※ 事後時

* 方位標 2点、引照点 4点の事例

(00宅)